

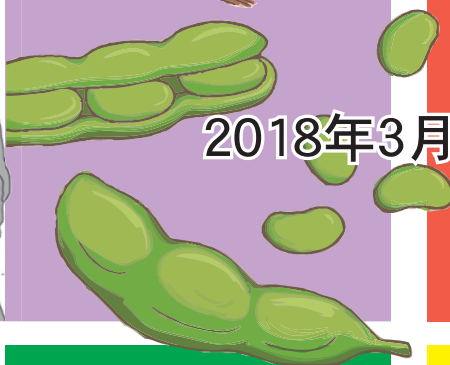
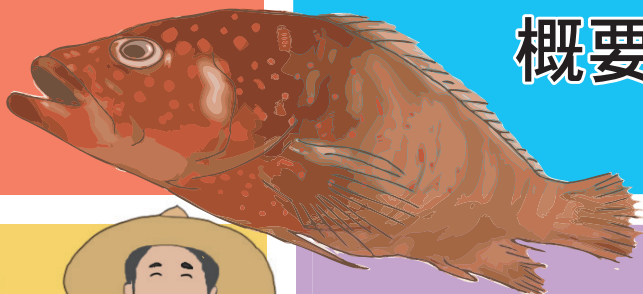
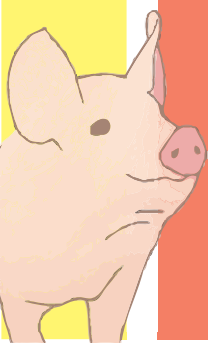
第3期

食

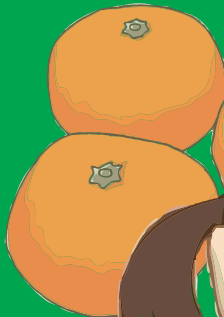
大阪府 の安全安心 推進計画

(2018年度～2022年度)

概要版



2018年3月



第3期大阪府食の安全安心推進計画は大阪府ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/3kikeikaku/index.html>

1 第3期大阪府食の安全安心推進計画とは？

「大阪府食の安全安心推進条例」に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、施策の目標やその内容について定めた計画です。

このたび、社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、施策を一層推進するため、5カ年計画として第3期推進計画(2018年度～2022年度)を策定しました。

2 目指すべき姿

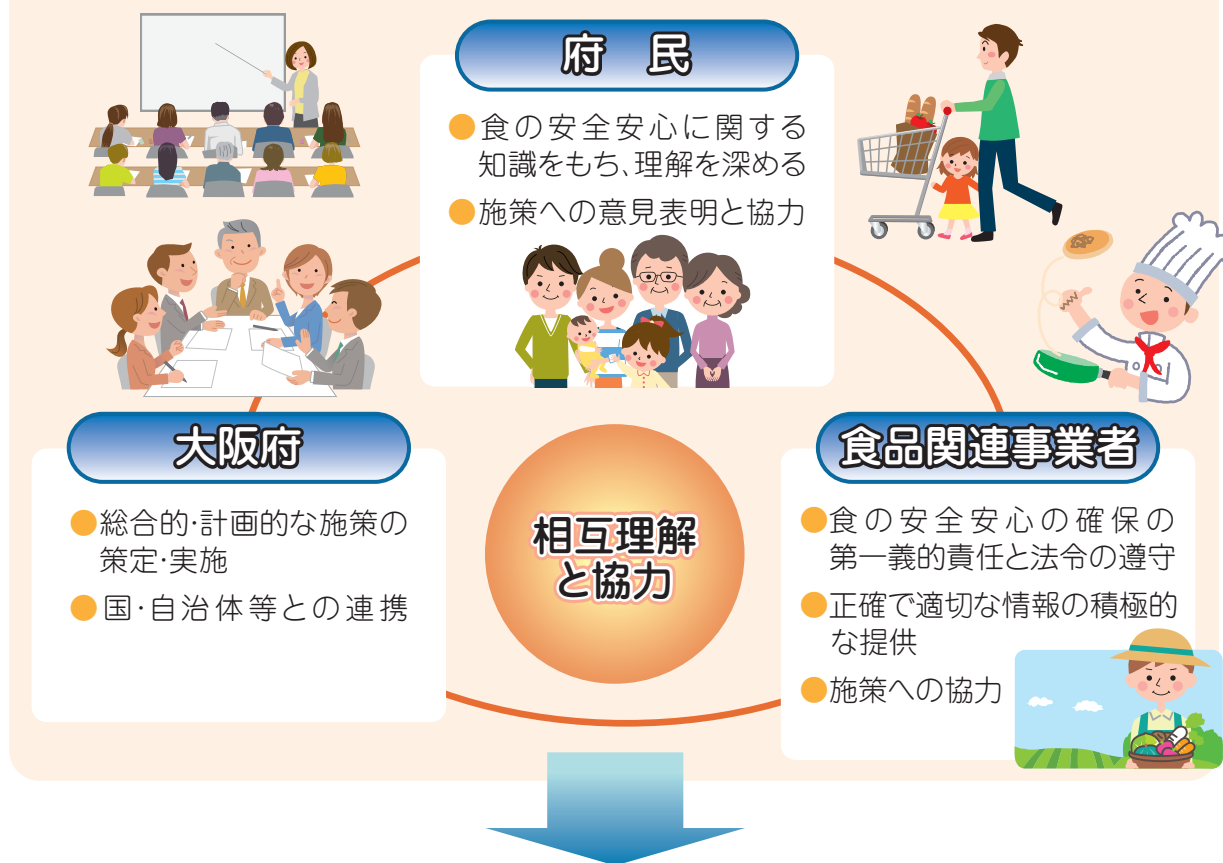
大阪府は、同条例の基本理念のもと、行政、食品関連事業者、府民がそれぞれの責務・役割を認識し、互いに理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指します。

基本理念

食の安全安心の確保は

- 府民の健康保護が最重要との認識の下で取組を行う
- 生産から消費に至る各段階において科学的知見に基づき取組を行う
- 府・食品関連事業者・府民等の情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)の促進により行う
- 府・食品関連事業者・府民の相互理解と協力の下に行う

関係者の責務・役割



生産から消費までみんなでつなく食の安全 築く安心

3 食の安全安心の確保に関する施策

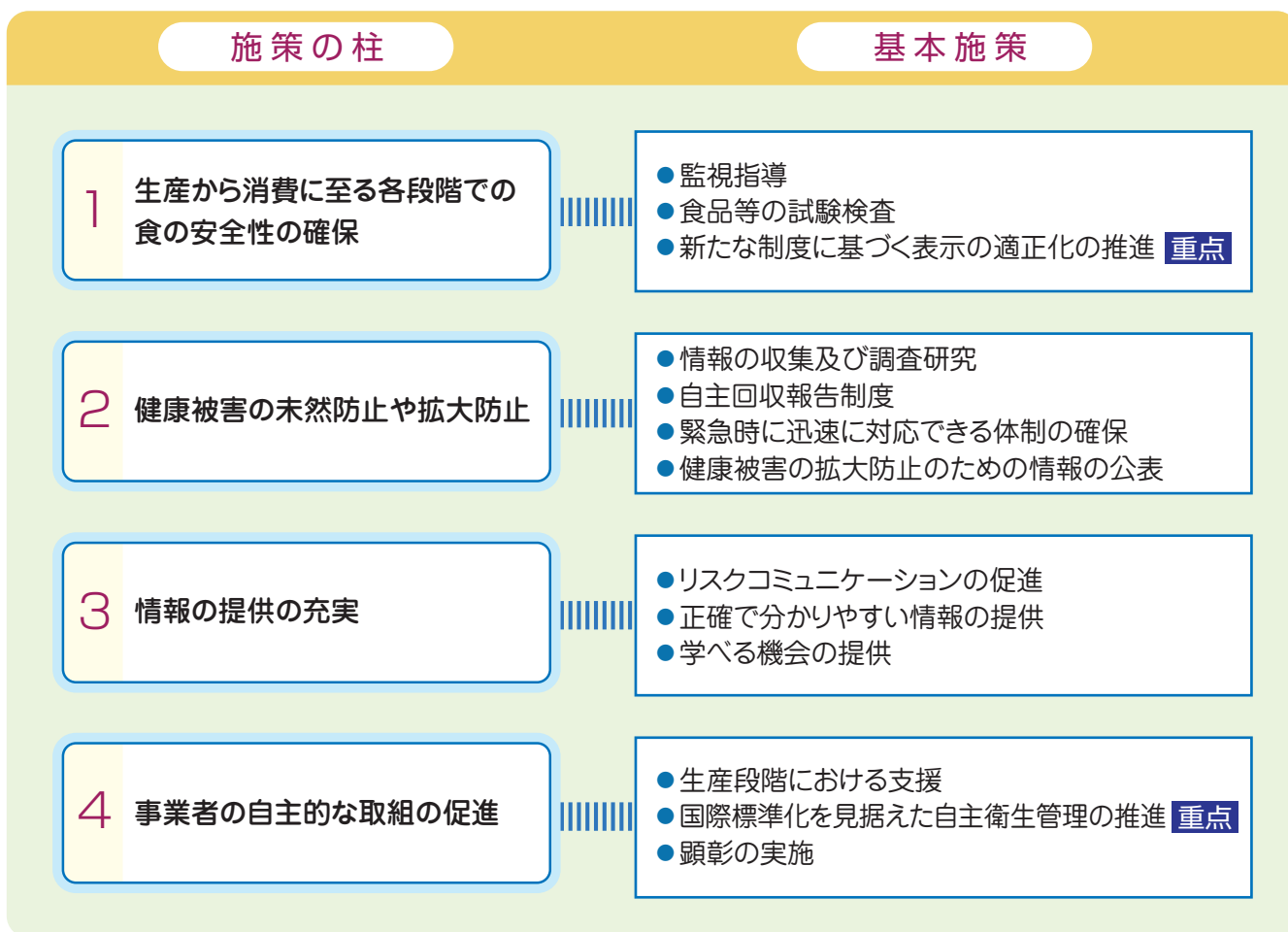
「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」を実現するため、4つの施策の柱に13の基本施策を掲げ、基本施策に基づいて52の個別の取組事業（P3～6丸付き数字）を展開します。

● **重点施策**（下図 **重点** 及びP3・P6 **重点施策** 参照）

制度改正など今後の動向を踏まえた新たな課題に的確に対応するため、特に、重点的に取り組む施策を重点施策として推進します。

● **大阪府の独自事業**（P3～P6 **大** 参照）

15の個別の取組事業を、条例等に基づく大阪府の独自事業として推進します。



© 2014 大阪府もずやん

施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行います。



監視指導

- 大 ①大阪府内産農産物の安全安心確保
- ②畜産物の安全対策
- 大 ③家畜におけるO157等動物由来感染症の病原体保有状況調査
- ④鳥インフルエンザのサーベイランス
- ⑤養殖生産安全対策（魚類の養殖場に対し、監視指導を行います。）
- ⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導
- ⑦と畜場・大規模食鳥処理場における食肉等の安全確保

食品等の試験検査

- 大 ⑧大阪府内産農産物の安全安心確保
- ⑨貝毒の監視
- ⑩養殖生産安全対策（養殖魚について、残留医薬品の検査を行います。）
- ⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査
- 大 ⑫農畜水産物の生産過程における安全性の確保
- 大 ● ⑬無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査

新たな制度*に基づく表示の適正化の推進

重点施策

- ⑭食品表示の適正化の推進
- ⑮健康食品関係施設への監視指導
- 大 ⑯米のDNA品種判別検査による表示内容の確認
- 大 ● ⑰食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進
- ⑱新たな食品表示制度の普及啓発

※新たな食品表示制度－食品表示法－

- 2015年4月、複雑でわかりにくかった食品表示に関するルールをわかりやすくするために、複数の法律の表示に関するルールを一元化した「食品表示法」が施行されました。
- 加工食品に栄養成分表示や原材料の産地表示が義務付けられた他、科学的根拠に基づいた機能性を事業者の責任において表示できる「機能性表示食品」の制度が始まりました。

【参考】食品表示法関連情報（消費者庁ホームページ）

<http://www.caa.go.jp/policies/policy/food-labeling/food-labeling-act/>

施策の柱2 健康被害の未然防止や拡大防止

健康への悪影響を未然に防止するため、食品の安全に関する様々な情報の収集や試験研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため、危機管理体制を確保します。

情報の収集及び調査研究

- ①食品に関する相談の受付
 - ②食中毒病因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査
 - ③食品監視指導のための調査研究
- 〔(地独)大阪健康安全基盤研究所の取組〕
- ◎食の安全に関する研究の推進



自主回収報告制度

- ④自主回収報告制度

緊急時に迅速に対応できる体制の確保

- ⑤食中毒発生時の調査体制の整備
- ⑥災害発生時の体制の整備
- ⑦健康食品等による健康被害相談への適切な対応
- ⑧貝毒発生時の体制の整備
- ⑨BSE発生時の体制の整備
- ⑩鳥インフルエンザ発生時の体制の整備
- ⑪大阪府食の安全安心推進委員会の開催



健康被害の拡大防止のための情報の公表

- ⑫健康被害の拡大防止のための情報の公表

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門は、機能強化を図るため、2017年4月1日に統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所になりました。

研究所では、府民の健康と生活の安全を守るために、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生情報等の収集・解析・提供等の業務を行います。

5つの柱 「西日本の中核的な地方衛生研究所に向けた機能強化」

- ①健康危機管理部門の疫学調査チームの設置
- ②疫学解析研究部門の設置
- ③試験検査の信頼性確保部門の設置
- ④府内中核市に対する支援体制の構築
- ⑤学術分野・産業界への支援・連絡体制の確立

施策の柱3 情報の提供の充実

食品の安全安心に関するリスクコミュニケーションや情報の提供により府民、食品関連事業者、行政等の相互理解を推進します。また、府民が自主的に学べる機会の提供や食育の推進を図ります。



【個別の取組事業の見方】

- 大阪府の独自事業
- 数値目標のある事業（P7参照）

リスクコミュニケーションの促進

- ①リスクコミュニケーションの実施
- ②大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集
- ③府民ニーズの把握

正確で分かりやすい情報の提供

- ④ホームページやメールマガジン等による情報提供
- ⑤食中毒予防啓発キャンペーンの実施
- ⑥行政、企業等の主催するイベントでの情報発信
〔(地独)大阪健康安全基盤研究所の取組〕
- ⑦食の安全に関する情報発信

学べる機会の提供

- ⑧食品衛生講習会等の実施
- ⑨消費者団体等の活動内容の発表
- ⑩学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施
- ⑪第3次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進

大阪府食の安全安心メールマガジン登録者募集中! (無料)

食に関する情報(緊急情報・イベント情報・食の豆知識情報・法改正や通知などの事業者向け情報等)を随時お届けしています。

携帯電話・パソコンのどちらでも登録できます。購読を希望される方は、osakashoku@req.jp に空メールを送信していただくか大阪府ホームページやQRコードから登録してください。

HP ▶ QRコードはこちら →



施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進

生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援します。

生産段階における支援

- ④1 農薬安全使用講習会の実施
- ④2 大阪府農薬管理指導士の育成・研修の開催
- ④3 農産物の安全安心を守る研究と技術的支援
- ④4 畜産の安全対策の普及
- ④5 養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施
- 大 ● ④6 大阪エコ農産物認証制度の推進
 - 〔(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所の取組〕
 - ◎環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催
 - ◎農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応
 - ◎食品関連実験室の活用



国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進

重点施策

- ④7 HACCP*の導入支援
- ④8 食品衛生に関する知識習得の支援
- 大 ● ④9 大阪版食の安全安心認証制度の推進
- ④9 食品衛生指導員制度への支援

顕彰の実施

- 大 ⑤1 大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰
- ⑤2 食品衛生関係優良施設等の表彰

※HACCP(ハサップ) –国際標準の衛生管理手法–

- 食品の製造・調理工程のすべての段階で、食中毒等を起こす可能性がある要因を見つけ出し、それらを防止するために特に重要な工程を管理・記録することにより、食品の安全性を確保しようとする手法です。
- 国際標準の衛生管理手法として世界的に普及していますが、日本では普及が進んでいません。
- 国は、2018年をめどに飲食店などすべての食品等事業者に国際標準であるHACCPを義務付ける法改正を行う予定です。 【参考】HACCP関連情報(大阪府ホームページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/haccp/index.html>

大阪エコ農産物認証制度

農薬と化学肥料(チッソ)の使用量が、府内の標準的な使用量の半以下になるように府が設定した基準以下で栽培された農産物を、市町村・JA等と連携して府が認証するものです。

《認証マーク》



<http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/syokunoanzen/ekonousanbutsu.html>

HP ▶

大阪版食の安全安心認証制度

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理やコンプライアンス等、食の安全安心に積極的に取り組んでいる飲食店や食品工場等を認証するものです。

- ★認証マークは安全安心の印
- ★わかりやすく誰でも挑戦できます



<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/>

HP ▶

4 数値目標

計画の進捗状況を把握するため、以下の16項目について数値目標を設定します。
このうち新たに設定した数値目標は8項目(下表★参照)です。

目標指標	基準値 (2016年度実績)	目標 (2018年度)	最終目標 (2022年度)
成果目標			
★ 食の安全性に不安を感じる府民の割合	21.5%	—	15%以下
施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保			
★ 畜産農家に対する監視指導 (監視施設数)	全施設	全施設	全施設
★ 養殖場に対する監視指導 (監視施設数)	24施設	24施設	24施設
食品関係営業施設の監視指導 (監視施設目標数の達成率)	105.4%	100%以上	100%以上
流通食品の試験検査 (検査実施予定数の達成率)	93.8%	100%以上	100%以上
無承認無許可医薬品の排除 (いわゆる健康食品の買上検査件数)	15検体	20検体	20検体
巡回点検店舗における表示状況 (概ね正しく表示されている店舗割合)	90.3%	88%	90%
★ 食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進 (府内市区町村の配置率)	80.6%	82%	100%
★ 新たな食品表示制度の普及啓発 (食品表示学習会の開催数と理解度)	17回・—	20回・90%	24回・95%
施策の柱 2 健康被害の未然防止や拡大防止			
施策の柱 3 情報の提供の充実			
リスクコミュニケーションの実施 (シンポジウム等の実施回数と理解度)	10回・77.4%	10回・90%	10回・90%
大阪府食の安全安心メールマガジンによる情報提供(登録者数)	6,924名	8,500名	12,000名
★ 紙媒体を活用した情報提供 (広報誌・広告等への掲載回数と部数)	55回・50万部	57回・52万部	66回・60万部
食品衛生講習会等の開催 (府民の参加者数)	3,614名	3,700名	4,000名
施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進			
★ 農薬管理指導士の育成 (農薬管理指導士認定者数)	1,091名	1,000名以上	1,000名以上
大阪エコ農産物認証制度の推進 (認証面積)	556ha	563ha	576ha
★ HACCPセミナー等の開催 (参加者数)	660名	1,500名	4,000名
大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	195施設	240施設	400施設

本冊子の表紙は、大阪府立港南造形高等学校3年生木下琴音さんのデザインをもとに作成しました。



大阪府健康医療部食の安全推進課 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6944)6703 / ファックス 06(6942)3910
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/>